

# 準 則 計 算 表

中分類業種名31 輸送用機械器具製造業	
細分類番号3113 (自動車部分品・付属品製造業)	
γ :	0.4
α :	1.2

## (1)生産施設

$$\left[ P \leq \gamma \left( S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 \right] \quad \left[ \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{oi}}{\gamma_i \alpha_i} \right]$$

単一業種)
(2以上の業種)

$$\begin{aligned}
 P &= 3,000 \\
 P_0 &= 4,100 \quad 0.4 \left( 29,000 - \frac{4,100}{0.4 \times 1.2} \right) - (-1,000) \\
 P_1 &= -1,000 \\
 S &= 29,000 \quad = 0.4 \left( 29,000 - 8,541.6667 \right) + 1,000 \\
 \gamma &= 0.4 \quad = 0.4 \times 2,045.3333 + 1,000 \\
 P &= 1.2 \quad = 9,183.33 \\
 &\quad 3,000 < 9,183.33
 \end{aligned}$$

α 新設工場であれば 該当なしと記載すること。

新設工場 (S49.6.29以降)であれば下記のように計算を行うこと。

(1) 生産施設 (P)

$$\frac{P}{S} \leq \gamma$$

(2) 緑地 (G)

$$\frac{G}{S} \geq 0.2$$

(3) 環境施設 (E)

$$\frac{E}{S} \geq 0.25$$

※ なお、既存工場においても、緑地、環境施設が20%、25%以上ある場合は、上記の計算を行うこと。

## (2)緑 地

$$\left[ G \geq \frac{P}{\gamma} \left( 0.2 - \frac{G_0}{S} \right) \right] \quad \left[ G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( 0.2 - \frac{G_0}{S} \right) \right]$$

単一業種) (0.1又は0.15)
(2以上の業種) (0.1又は0.15)

$$\begin{aligned}
 G_0 &= 2,100 \\
 P_1 &= 2,100 \quad \frac{3,000}{0.4} \left( 0.2 - \frac{2,100}{29,000} \right) \\
 &= 7,500 \times 0.12759 \\
 &= 956.33 \\
 &\quad 2,100 > 957
 \end{aligned}$$

$$\text{次回 } G = 2,100 + 2,100 - 957 = 3,243$$

## (3)環境施設

$$\left[ E \geq \frac{P}{\gamma} \left( 0.25 - \frac{E_0}{S} \right) \right] \quad \left[ E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( 0.25 - \frac{E_0}{S} \right) \right]$$

単一業種) (0.15又は0.20)
(2以上の業種) (0.15又は0.20)

$$\begin{aligned}
 E_0 &= 3,900 \\
 E &= 2,100 \quad \frac{3,000}{0.4} \left( 0.25 - \frac{3,900}{29,000} \right) \\
 &= 7,500 \times 0.11552 \\
 &= 866.40 \\
 &\quad 2,100 > 867
 \end{aligned}$$

$$\text{次回 } E_c = 2,100 + 2,100 - 867 = 5,133$$

既存工場計算式 凡例 抜粋)

- P 当該変更に係る生産施設面積 (ビルト面積のみ)
- P<sub>0</sub> S.49.6.28に設置済及び工事中の生産施設の面積
- P<sub>1</sub> S.49.6.28以後に変更が行われた生産施設の変更に係る面積 (クランプ面積を減じたもの)
- γ 敷地面積に対する生産施設の面積の割合 (別掲)
- α 既存生産施設用敷地計算係数
- G(E) 当該変更に伴い設置する緑地 (環境施設) の面積
- 兼業]
- P<sub>i</sub> i業種に属する生産施設でS49.6.29以後に行われる新設及び変更に係る面積の合計 (クランプ面積を減じたもの)
- P<sub>oi</sub> S.49.6.28に設置済及び工事中のi業種に属する生産施設の面積
- P<sub>j</sub> 当該変更に係るj業種に属する生産施設の面積 (ビルト面積のみ)

- 備考 1 業種について日本標準産業分類の中分類業種名と細分類番号 (4ケタ)を記載のこと。
- 2 2以上の業種に属する特定工場等の場合には次の例1にならない、各業種ごとの生産施設の面積をγ、αの値別に整理したものを記載すること。
- 3 例2にならない準則計算推移表を添付すること。
- 4 計算は小数点第6位を四捨五入し小数点第5位まで出して計算すること。  
 答えは小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで出すこと。

単一業種及び兼業でも $\gamma$ 、 $\alpha$ が同一であれば記載しなくてよい。

例 1)

生産施設の名称	施設番号	生産施設の面積 (㎡)	製造品名	業種の分類 (分類番号)	敷地面積に対する生産施設の割合	既存の生産施設用敷地計算係数
液剤製造工場	セ-1-1	756				
エキス抽出工場	セ-1-2-1 セ-1-2-2	617				
蚊取線香製造工場	セ-3-1-1	6,959	エアゾール類	医薬品製剤 製造業 2062)	$\frac{40}{100}$	1.2
蚊取線香検査室	セ-3-1-2	17	蚊取線香			
エアゾール剤製造工場 $\frac{6}{7}$ ( )	セ-1-5-1	596	乳剤			
エアゾール剤検査室 $\frac{6}{7}$ ( )	セ-1-5-2	36	油剤			
粉剤製造工場	セ-1-6	419	粉剤			
電気蚊取製造工場	セ-2-2	900	電気蚊取			
誘引剤製造工場 $\frac{1}{10}$ ( )	セ-1-4	91				
ボイラー室 $(\frac{1.2}{100})$	セ-5-1	133				
		計 10,524				
エアゾール剤製造工場 $\frac{1}{7}$ ( )	セ-1-5-1	99				
エアゾール剤検査室 $\frac{1}{7}$ ( )	セ-1-5-2	6				
劇物製造所	セ-1-7	82				
ボイラー室 $(\frac{74.6}{100})$	セ-5-1	2				
		計 189				
誘引剤製造工場 $\frac{9}{10}$ ( )	セ-1-4	820	その他の製造業 3499)	民生用電気機 械器具製造業 (3021)  金型同部分品 及び付属品製 (2996)	$\frac{40}{100}$	1.2
電気蚊取製造工場	セ-2-2	291	電気蚊取			
金型工場	セ-4-1	1,254	プラスチック 成型用金型			
ボイラー室 $(\frac{24.2}{100})$	セ-5-1	43				
		計 2,408				
電気蚊取製造工場 (増設)	セ-2-3	1,800		医薬品製剤 製造業 (2062)	$\frac{40}{100}$	1.2

備考

1 ボイラー室については、その面積を各工場の使用熱量に応じ配分した。

2 ( )内の数値は各工場の面積を業種別の生産量に応じ配分した割合の数値